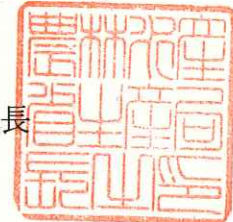




2 生畜第 1 6 0 号
令和 2 年 4 月 2 8 日

公益社団法人日本農業法人協会会長 殿

農林水産省生産局長



「肉用牛売却所得の課税の特例措置について」の一部改正について

肉用牛売却所得の課税の特例措置の適用期限が 3 年延長されたこと等に伴い、令和 2 年 4 月 1 日付けで「肉用牛売却所得の課税の特例措置について」（平成 23 年 12 月 27 日付け 23 生畜第 2123 号農林水産省生産局長通知）を改正したところですが、この度、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しました。

ついては、御了知の上、関係団体等に対して周知いただくよう、御協力をお願いいたします。

「肉用牛売却所得の課税の特例措置について」の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
肉用牛売却所得の課税の特例措置について 肉用牛売却所得の課税の特例措置（以下「本措置」という。）については、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年4月1日から施行され、その適用期限を3年間延長することとされたところである。 また、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第121号）が令和2年3月31日に公布され、新たに、令和2年6月21日以後に農林水産大臣の認定を受けた地方卸売市場において行う肉用牛の売却について、本措置を適用することとされたところである。 ついては、肉用牛売却所得に係る納税が適正に行われるよう、下記事項に御留意の上、関係団体等への周知及び指導をお願いする。	肉用牛売却所得の課税の特例措置について 肉用牛売却所得の課税の特例措置（以下「本措置」という。）については、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年4月1日から施行され、その適用期限を3年間延長することとされたところである。 また、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第121号）が令和2年3月31日に公布され、新たに、令和2年6月21日以後に農林水産大臣の認定を受けた地方卸売市場において行う肉用牛の売却について、本措置を適用することとされたところである。 ついては、肉用牛売却所得に係る納税が適正に行われるよう、下記事項に御留意の上、関係団体等への周知及び指導をお願いする。
記	記
第1～第3（略）	第1～第3（略）
第4 課税の方法	第4 課税の方法
1 個人の場合（所得税等） 確定申告において所定の手続きを執ることにより、次の方法による課税を選択できる。ただし、本措置の課税の方法ではなく、通常の総合課税の適用を受けることも選択できるが、この場合、本措置の適用対象となる肉用牛に係る売却所得は免税とはならない。 (1) 第3の方法により売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（登録牛又は免税基準価額未満で売却された肉用牛をいう。以下同じ。）であつて、その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、その売却所得に対する所得税、道府県民税及び市町村民税（以下「所得税等」という。）は免税される。 (2) 第3の方法により売却した肉用牛のうちには免税対象飼育牛に該当しないものが含まれているとき又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超えるときは、次の額	1 個人の場合（所得税等） 確定申告において所定の手続きを執ることにより、次の方法による課税を選択できる。ただし、本措置の課税の方法ではなく、通常の総合課税の適用を受けることも選択できるが、この場合、本措置の適用対象となる肉用牛に係る売却所得は免税とはならない。 (1) 第4の方法により売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（登録牛又は免税基準価額未満で売却された肉用牛をいう。以下同じ。）であつて、その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、その売却所得に対する所得税、道府県民税及び市町村民税（以下「所得税等」という。）は免税される。 (2) 第4の方法により売却した肉用牛のうちには免税対象飼育牛に該当しないものが含まれているとき又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超えるときは、次の額

の合計額が所得税等の額になる。	合計額が所得税等の額になる。
ア (略) イ 第3の方法により売却した肉用牛に係る売却所得がないものとみなして計算した所得税等の額 2 (略) 第5 (略) 第6 売却証明書の様式等 1 第3の(1)の方法で売却した場合の売却証明書の様式は、別紙様式1による。 2 第3の(2)の方法で売却した場合の売却証明書の様式は、別紙様式2による。 3～4 (略) 第7 (略) 第8 適正な税務申告の確保 本措置については、肉用牛の売却価額及び売却頭数によって課税の方法が異なることから、適正に発行された売却証明書に基づき適正な税務申告を行うことが必要である。 このため、第3の売却の方法に規定する市場及び農業協同組合等の売却証明書、第3の発行機関によっては、牛トレーサビリティ制度に基づき牛個体識別台帳の活用等により、当該肉用牛の種別、生年月日等売却証明書記載事項に誤りがないよう留意するものとする。 また、個人及び農地所有適格証人にあつては、本措置の適用を受ける全ての肉用牛に係る売却証明書を確定申告書等に添付する必要があることから、売却証明書の添付漏れがないよう留意するものとする。	ア (略) イ 第4の方法により売却した肉用牛に係る売却所得がないものとみなして計算した所得税等の額 2 (略) 第5 (略) 第6 売却証明書の様式等 1 第4の(1)の方法で売却した場合の売却証明書の様式は、別紙様式1による。 2 第4の(2)の方法で売却した場合の売却証明書の様式は、別紙様式2による。 3～4 (略) 第7 (略) 第8 適正な税務申告の確保 本措置については、肉用牛の売却価額及び売却頭数によって課税の方法が異なることから、適正に発行された売却証明書に基づき適正な税務申告を行うことが必要である。 このため、第4の売却の方法に規定する市場及び農業協同組合等の売却証明書、第4の発行機関によっては、牛トレーサビリティ制度に基づき牛個体識別台帳の活用等により、当該肉用牛の種別、生年月日等売却証明書記載事項に誤りがないよう留意するものとする。 また、個人及び農地所有適格証人にあつては、本措置の適用を受ける全ての肉用牛に係る売却証明書を確定申告書等に添付する必要があることから、売却証明書の添付漏れがないよう留意するものとする。

附 則 (略)

別紙様式1、2 (略)

肉用牛売却所得の課税の特例措置について

	平成 23 年 12 月 27 日付け 23 生畜第 2123 号農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 26 年 6 月 30 日付け 26 生畜第 431 号農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1907 号農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 29 年 11 月 6 日付け 29 生畜第 753 号農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 30 年 4 月 2 日付け 29 生畜第 1296 号農林水産省生産局長通知
一部改正	平成 30 年 12 月 25 日付け 30 生畜第 1212 号農林水産省生産局長通知
一部改正	令和元年 9 月 26 日付け元生畜第 790 号農林水産省生産局長通知
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日付け元生畜第 2107 号農林水産省生産局長通知
一部改正	令和 2 年 4 月 28 日付け 2 生畜第 160 号農林水産省生産局長通知

肉用牛売却所得の課税の特例措置（以下「本措置」という。）については、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、その適用期限を 3 年間延長することとされたところである。

また、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 121 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、新たに、令和 2 年 6 月 21 日以後に農林水産大臣の認定を受けた地方卸売市場において行う肉用牛の売却について、本措置を適用することとされたところである。

ついては、肉用牛売却所得に係る納税が適正に行われるよう、下記事項に御留意の上、関係団体等への周知及び指導をお願いする。

記

第 1 本措置の適用が受けられる者

本措置の適用が受けられる者は、農業を営む個人及び農地所有適格法人とされている。前者における農業とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 35 号に規定している事業を指し、米、麦その他の穀物、野菜その他のほ場作物（飼料作物を含む。）、果樹等の栽培を行う事業又は養蚕に係る事業をいう。また、後者の農地所有適格法人とは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。

第 2 本措置の適用対象となる肉用牛の範囲等

- 1 本措置の適用対象となる肉用牛の範囲は、牛（種雄牛及び乳牛の雌のうち子

牛の生産の用に供されたものを除く。)のうち、売却価額が100万円(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第3条第2項第11号に掲げる交雑種に該当する場合には、80万円。同項第8号から第10号までに掲げる種別に該当するホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種の場合には、50万円。以下「免税基準価額」という。)未満で売却されたもの又は次に該当するもの(以下「登録牛」という。)とされている。

- (1) (公社)全国和牛登録協会の登録規程に基づく高等登録牛
 - (2) (一社)日本あか牛登録協会の登録規程に基づく高等登録牛
 - (3) (一社)日本短角種登録協会の登録規程に基づく高等登録牛
 - (4) (一社)北海道酪農畜産協会のアングス・ヘレフォード種登録規程に基づく高等登録牛
- 2 肉用牛の飼育期間が極端に短く、単なる肉用牛の移動を主体とした売却により生じた所得は、本措置の適用対象とならず、2カ月以上飼育した場合に本措置の適用対象となる。
- 3 肉用牛であっても、子取り用雌牛で繁殖用に供されていること等のため固定資産に該当するものは、減価償却資産となり、その売却代金は譲渡所得の扱いとなるため、本措置は適用されない。子牛の生産の用に供されたことの有無については、体型(盲乳の措置の有無等)又は家畜市場における上場区分等により確認を行うこととなる。

第3 売却の方法

本措置が適用されるのは、次の方法により売却した場合とされている。

(1) 次の市場において売却した場合

- ア 家畜取引法(昭和31年法律第123号)第2条第3項に規定する家畜市場及び同法第27条に規定する臨時市場
- イ 中央卸売市場
- ウ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第17条第2項第2号及び第39条の26第2項第2号による、地方卸売市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた認定市場
- エ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第17条第2項第3号及び第39条の26第2項第3号による、条例に基づき食用肉の卸売取引のために定期的に又は継続して開設される市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた認定市場
- オ 租税特別措置法施行令第17条第2項第4号及び第39条の26第2項第4号による、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体等により食用肉の卸売取引のために定期的に又は継続して開設される市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた認定市場

- (2) 租税特別措置法施行令第 17 条第 3 項及び第 39 条の 26 第 3 項による、生産後 1 年未満のものを、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条第 2 項に規定する指定協会から同法第 7 条第 2 項に規定する生産者補給金交付業務に関する事務の委託を受けている農業協同組合又は農業協同組合連合会であって農林水産大臣が指定したものに委託して売却した場合。この場合の農林水産大臣の指定を受けた農業協同組合連合会については、その会員たる農業協同組合が個人又は農地所有適格法人を代理して当該農業協同組合連合会に委託した場合も本措置の対象となる。

第 4 課税の方法

1 個人の場合（所得税等）

確定申告において所定の手続を執ることにより、次の方法による課税を選択できる。ただし、本措置の課税の方法ではなく、通常の商品課税の適用を受けることも選択できるが、この場合、本措置の適用対象となる肉用牛に係る売却所得は免税とはならない。

- (1) 第 3 の方法により売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（登録牛又は免税基準価額未満で売却された肉用牛をいう。以下同じ。）であって、その売却した肉用牛の頭数の合計が 1,500 頭以内であるとき、その売却所得に対する所得税、道府県民税及び市町村民税（以下「所得税等」という。）は免税される。

- (2) 第 3 の方法により売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないものが含まれているとき又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が 1,500 頭を超えるときは、次の額の合計額が所得税等の額になる。

ア 免税対象飼育牛に該当しない肉用牛の売却価額及び 1,500 頭を超える部分の免税対象飼育牛の売却価額の合計額に 6.5 パーセント（所得税 5 パーセント、道府県民税 0.6 パーセント、市町村民税 0.9 パーセント（ただし、平成 30 年度以後の年度分の道府県民税及び市町村民税については、当該納税義務者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税 0.3 パーセント、市町村民税 1.2 パーセント））を乗じて得た額

イ 第 3 の方法により売却した肉用牛に係る売却所得がないものとみなして計算した所得税等の額

2 農地所有適格法人の場合（法人税）

- (1) 免税対象飼育牛の売却による利益の額（免税対象飼育牛の売却した日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が 1,500 頭を超える場合には、1,500 頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、確定申告において所定の手続を執ることにより、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される。

なお、免税対象飼育牛の売却による利益の額は、一頭ごとに計算するのではなく、売却した免税対象飼育牛全て（免税対象飼育牛の売却した日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合には選択した1,500頭全て。以下同じ。）に係る収益の額からその収益に係る原価の額とその売却に係る経費の額との合計額を控除した金額とされている。したがって、免税対象飼育牛全てのうちに、一頭ごとに計算すると損失が生じる免税対象飼育牛があったとしても、これを除外して免税対象飼育牛の売却による利益の額を計算することはできないことに留意する。

- (2) 事業年度が1年に満たない農地所有適格法人については、免税対象飼育牛の売却頭数要件については、(1)の1,500頭に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した頭数が適用される。

第5 本措置の適用期間等

今回の法改正で、所得税については令和5年分まで、法人税については令和6年3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで、道府県民税及び市町村民税については令和6年度分まで適用期間が延長された。

第6 売却証明書の様式等

- 1 第3の(1)の方法で売却した場合の売却証明書の様式は、別紙様式1による。
- 2 第3の(2)の方法で売却した場合の売却証明書の様式は、別紙様式2による。
- 3 食肉市場における肉用牛の売却は、枝肉の売却価額と当該肉用牛の原皮、内臓等のそれぞれの価額を合算して売却する場合と、枝肉価額には原皮、内臓等の価額が含まれたものとして枝肉を売却する場合との両者があるが、売却証明書の売却価額欄には、前者の場合は合算価額を記入することとする。
- 4 農林水産大臣の指定を受けた農業協同組合連合会に委託して生産後1年未満の肉用牛を売却する場合であって、その会員たる農林水産大臣の指定を受けていない農業協同組合が個人又は農地所有適格法人を代理して当該農業協同組合連合会に委託したときは、売却証明書の証明は当該農業協同組合連合会が行うこととなる。この場合にあつては、個人又は農地所有適格法人を代理した農業協同組合を明らかにすることが必要である。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 肉用牛の家畜市場及び卸売市場等におけるせり売り、入札又は相対取引については、買受人に対してそのせり売り、入札又は相対取引に係る価格を提示させ、その価格決定後に、これにその10パーセント（消費税の軽減税率の対象と

なる枝肉その他食用に供されるものにあつては、8パーセント。以下第8において同じ。)に相当する金額を上乗せしたものを取引が成立した価格とするよう指導しているので、本免税措置の適用対象肉用牛に該当するかどうかは、10パーセントに相当する金額を上乗せする前の売却価額(肉用牛の取引価格が一定の価格を下回る場合に交付される生産者補給金等の交付を受けているときは、当該補給金等の額を加算した後の金額。以下2において同じ。)が免税基準価額未満かどうかにより判定することとする。

- 2 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第25条第2項の規定による所得税の金額の計算に当たっては、10パーセントに相当する金額を含む売却価額の合計額に100分の5を乗じて計算することとする。

ただし、消費税の課税事業者で税抜経理方式を選択しているものにあつては、10パーセントに相当する金額を上乗せする前の売却価額の合計額に100分の5を乗じて計算することとする。この場合、消費税について簡易課税制度の適用を受けたこと等により、肉用牛を売却した日の属する消費税の課税期間の終了の時における仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額(控除対象外消費税等に相当する金額を除く。)を控除した金額が実際に納付すべき消費税等の額を上回るときは、その上回る部分の金額については、当該課税期間を含む年分の租税特別措置法第25条第2項第2号に定める総所得金額に含めることになる。

- 3 上記1及び2の取扱いに伴い、肉用牛に係る売却証明書の「売却価額」欄の記載に当たっては、10パーセントに相当する金額を上乗せする前の売却価額を本書きするとともに、10パーセントに相当する金額を外書きすることとする。

第8 適正な税務申告の確保

本措置については、肉用牛の売却価額及び売却頭数によって課税の方法が異なることから、適正に発行された売却証明書に基づき適正な税務申告を行うことが必要である。

このため、第3の売却の方法に規定する市場及び農業協同組合等の売却証明書の発行機関にあつては、牛トレーサビリティ制度に基づく牛個体識別台帳の活用等により、当該肉用牛の種別、生年月日等売却証明書記載事項に誤りがないよう留意するものとする。

また、個人及び農地所有適格法人にあつては、本措置の適用を受ける全ての肉用牛に係る売却証明書を確定申告書等に添付する必要があることから、売却証明書等の整理・保管を行い、税務申告に際して当該売却証明書の添付漏れがないよう留意するものとする。

肉 用 牛 売 却 証 明 書

売却者の氏名 〔法人にあつては、 名称、代表者氏名〕		住 所		
売却年月日	年 月 日	売却価額※（注1）	外 円 円	
売却した市場	市場の名称			
	市場の所在地			
	市場の種類 ※（注2）	家畜市場、中央卸売市場、臨時市場、認定市場（ ）		
	免税の対象市場 に該当すること となった年月日	年 月 日		
売却した肉用牛	種 別 ※ （注2）	黒毛和種、褐毛和種、 日本短角種、無角和種 黒毛和種×褐毛和種、 和牛間交雑種、肉専用種、 交雑種	雌 雄 の 別	雄、去勢、雌
		ホルスタイン種、ジャージー種、 乳用種（ ）	雌 雄 の 別	雄、去勢、雌 〔子牛の生産の用に供された ことの 有 無 ※（注3）〕
	生年月日	年 月 日		
	個体識別番号			
	家畜改良増殖法に規定 する登録※（注4） （登録証明書は別添）	登録の名称（番号）（第 号）		
		登録機関の名称		
登録機関の所在地				

上記のとおり売却されたことを証明します。

年 月 日

市場の所在地

市場名

代表者氏名印

〔中央卸売市場、地方卸売市場
にあつては、卸売人の氏名印〕

(裏 面)

この証明書は、租税特別措置法第25条第1項第1号及び第67条の3第1項第1号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行する。

(注1) 「売却価額」欄には、せり売り、入札又は相対取引に係る価格のうち、消費税の軽減税率の対象となる枝肉その他食用に供されるもの（以下「枝肉等」という。）にあっては8パーセント、それ以外のものにあっては10パーセントに相当する金額を上乗せする前の金額の合計額を本書きし、当該8パーセント又は10パーセントに相当する金額の合計額を外書きする。

(注2) 該当部分を○でかこむ。その他の場合は（ ）内に記入する。

(注3) ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種の雌の場合は、子牛の生産の用に供されたことの有無を確認し、該当部分を○でかこむ。

(注4) 租税特別措置法施行令第17条第1項及び第39条の26第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定した登録に該当する肉用牛であって、売却価額（枝肉等にあっては8パーセント、それ以外のものにあっては10パーセントに相当する金額を上乗せする前の金額の合計額）が100万円以上の場合にのみ記入する。

なお、その場合は、当該登録機関が発行する登録証明書の写しを添付のこと。

肉 用 子 牛 売 却 証 明 書

売却者の氏名 〔法人にあっては、 名称、代表者氏名〕			住 所		
売 却 年 月 日	年 月 日		売却価額※（注1）	外	円 円
委託をした農業協 同組合又は農業協 同組合連合会	名 称				
	所 在 地				
	指定年月日 ※（注2）		年 月 日		
売却した肉用子牛	種 別 ※ （注3）	黒毛和種、褐毛和種、 日本短角種、無角和種 黒毛和種×褐毛和種、 和牛間交雑種、肉専用種、 交雑種		雌 雄 の 別	雄、去勢、雌
		ホルスタイン種、ジャージー種、 乳用種（ ）		雌 雄 の 別	雄、去勢、雌 〔子牛の生産の用に供された ことの 有 無 ※（注4）〕
	生 年 月 日		年 月 日（売却時月齢 月）		
	個体識別番号				
	代理した農業協同組合 ※（注5）				
	名 称				
	所 在 地				

上記肉用子牛の売却につき委託を受け売却したことを証明します。

年 月 日

受託者 農協（農協連）所在地

農協（農協連）名

代表者氏名印

(裏 面)

この証明書は、租税特別措置法第25条第1項第2号及び第67条の3第1項第2号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行する。

(注1) 「売却価額」欄には、せり売り、入札又は相対取引に係る価格の10パーセントに相当する金額を上乗せする前の金額を本書きし、当該10パーセントに相当する金額を外書きする。

(注2) 農林水産大臣が指定した年月日を記入する。

(注3) 該当部分を○でかこむ。その他の場合は()内に記入する。

(注4) ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種の雌の場合は、子牛の生産の用に供されたことの有無を確認し、該当部分を○でかこむ。

(注5) 農業協同組合連合会が証明する場合で、その会員たる農業協同組合が、個人又は農地所有適格法人を代理した場合にのみ記入する。

